



鴻 監 第 1 1 8 号

令和8年2月16日

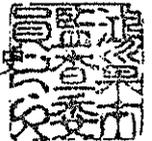
鴻 巢 市 長 並 木 正 年 様

鴻 巢 市 議 会 議 長 橋 本 稔 様

鴻 巢 市 監 査 委 員 夏 目 眞 由 美



鴻 巢 市 監 査 委 員 小 泉 晋



### 財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

#### 1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和2年3月23日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

#### 2 監査の対象

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| (1) 対象団体   | 街活性室株式会社                         |
| (2) 所管部局   | 市民生活部自治振興課                       |
| (3) 監査対象施設 | 鴻巣市立本町コミュニティセンター及びコミュニティふれあいセンター |

#### 3 監査の期日 令和8年1月28日（水）

#### 4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査にあたっては、事業運営が設立目的に沿って行われているか、主に令和7年4月1日から令和7年11月末日までの公の施設の管理に

係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかに主眼を置き、自治振興課職員及び街活性室株式会社職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

## 5 監査対象施設の概要

### (1) 鴻巣市立本町コミュニティセンター

(ア) 所在地 鴻巣市本町7丁目3番26号

(イ) 延べ床面積 1,327㎡

(ウ) 施設内容

会議室A、会議室B、おおとり、さくら、むさし、集会室、ギャラリー

### (2) 鴻巣市立コミュニティふれあいセンター

(ア) 所在地 鴻巣市登戸449番地

(イ) 延べ床面積 1,196㎡

(ウ) 施設内容

第1会議室、第2会議室、会議室A、会議室B、会議室C、和室、集会室、ボランティアビューロー

## 6 指定管理業務の範囲

鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例第15条に定める業務

## 7 指定管理期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## 8 令和7年度指定管理料

39,997,540円

## 9 監査対象の概要

### (1) 街活性室株式会社

街活性室株式会社は、公共施設の指定管理事業や、各種イベントの企画、演出及び実施、地域活性化に係る人材の育成と研修事業等を行うこ

とを目的として設立された。事務所を鴻巣市逆川1丁目2番2-502号に置いている。

組織体制は、令和7年11月末現在で、常勤職員75名及び非常勤職員188名となっている。

## (2) 市との関係

市は、地方自治法第244条の2及び鴻巣市立コミュニティセンター設置及び管理条例に基づき、鴻巣市立本町コミュニティセンター及び鴻巣市立コミュニティふれあいセンターについて、指定管理者に街活性室株式会社を指定し、施設の管理等を行わせている。

## 10 監査の結果

### (1) 自治振興課

関係書類を調査した結果、公の施設の管理等においては、指定管理者の指定、協定の締結、管理経費の算定、支出手続等に関しておおむね適正に行われていたが、基本協定書に定められた通知等の取り扱いに改善すべき点がみられた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

### (2) 街活性室株式会社

指定管理業務に係る出納その他の経理事務についてはおおむね適正に処理されていたが、消耗品等に係る振込手数料の処理について、改善すべき点があると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

今後においても、指定管理者の指定の意義を踏まえ、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われるよう事務の執行に努められたい。